別表第一の二十五の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 二十五の二　日本行政書士会連合会 | 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 二十五の三　国土交通大臣 | 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による海事代理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の二十六の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 二十六の二　国土交通大臣 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による海技士の免許、締約国資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 二十六の三　国土交通大臣 | 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 二十六の四　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法第八条に規定する実施機関 | 国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の三十一の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 三十一の二　法務大臣 | 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の三十三の項中「（昭和二十七年法律第二百六十六号）」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「若しくは支給」の下に「又は若年定年退職者給付金の支給」を加え、同表の三十五の項中「若しくは年金である給付」を「、年金である給付若しくは一時金」に改め、同表の三十九の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 三十九の二　厚生労働大臣 | 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 三十九の三　国土交通大臣又は環境大臣 | 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の四十三の項中「国家公務員共済組合法又は」を「国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 四十三の二　都道府県知事 | 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）による調理師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 四十三の三　厚生労働大臣 | 調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の五十三の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 五十三の二　都道府県知事 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）による登録販売者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の五十九の項中「若しくは福祉事業の実施」を「、福祉事業の実施若しくは一時金の支給」に改め、同表の七十一の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 七十一の二　都道府県知事 | 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）による製菓衛生師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の七十六の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 七十六の二　厚生労働大臣 | 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士試験又は紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の七十七の項中「（昭和四十三年法律第八十九号）」を削り、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 七十七の二　都道府県知事 | 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練指導員の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 七十七の三　厚生労働大臣 | 職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタントの登録又は技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の七十八の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 七十八の二　厚生労働大臣 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 七十八の三　経済産業大臣 | 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の八十一の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 八十一の二　厚生労働大臣 | 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による免許（同法第七十二条第一項に規定する免許をいう。）又は労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の八十二の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 八十二の二　市町村長 | 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの |

別表第一の八十三の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 八十三の二　厚生労働大臣 | 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）による作業環境測定士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの |